

寒川浄水場施設見学取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道事業に対する児童・生徒やお客様等の一層の理解と協力を得ることを目的として、寒川浄水場（以下「浄水場」という。）の施設を見学させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(見学対象者)

第2条 見学の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に在学する者で、授業の一環として教職員に引率されたもの
- (2) 水道利用者等により構成された概ね10名以上の団体
- (3) その他浄水場長（以下「場長」という。）が特に認めた者

(見学施設)

第3条 見学の対象施設は、安全又は浄水場の業務運営上支障のない範囲とする。

(見学日時)

第4条 施設の見学日は、原則として神奈川県の日を定める条例（平成元年3月28日条例第12号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日とし、見学時間は午前9時30分から午前12時及び午後1時30分から午後4時までの範囲とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、場長が必要があると認めるときは、見学日又は見学時間を変更することができる。

(見学の申込)

第5条 施設見学の希望者のうち、第2条第1項第1号（学校）に該当するもののうち小学校の場合は、神奈川県水道記念館館長（以下「記念館館長」という。）が定める所定の様式により所定の期日まで記念館館長へ申込を行い、記念館館長の許可を受けなければならない。

- 2 第2条第1項第1号（学校）に該当するもののうち中学校、高等学校及び中等教育学校に該当するものは、寒川浄水場施設見学申込書（第1号様式）により、見学日の二日前までに申込を行い、場長の許可を受けなければならない。

- 3 同第2号及び第3号（一般団体等）に該当するものは、寒川浄水場施設見学申込書（第2号様式）により、見学日の二日前までに申込を行い、場長の許可を受けなければならない。

(見学の許可)

第6条 場長は、申込書を受理した場合において、次の各号の全てに該当するときには、見学を許可するものとする。ただし、小学校の場合は、記念館館長に見学許可の権限を委任する。

- (1) 浄水場業務に支障等を及ぼさないと認めるとき
 - (2) 水道水の安全性や水道事業全般にわたる不利益等を生じないと認めるとき
 - (3) 見学者が小学校の授業の一環による場合は、見学するクラス数と同数かそれ以上の教職員数の引率があるとき。
 - (4) 15歳以下の者で構成する団体の場合は、適当な指導者又は保護者の付添いがあるとき
- 2 前項により見学の許可又は不許可を行った場合は、その旨申込者に口頭又は電話等により伝えるものとする。
- 3 申込書を受理した場合は、別に定める受付簿に記載し整理するものとする。

(見学者遵守事項)

第7条 見学者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 浄水場の施設、設備又は展示品を破損し、又は汚損しないこと
- (2) 指定の場所以外には立ち入らないこと
- (3) 浄水場内で飲食及び喫煙をしないこと
- (4) 危険な物品の携帯、又は動物を伴わないこと（ただし、身体障害者が、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を同伴する場合を除く）
- (5) 泥酔するなどにより浄水場職員又は他の見学者などに危害、又は迷惑を与えないこと
- (6) その他職員が指示する事項

(許可の取消し等)

第8条 場長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、見学許可を取り消すとともに浄水場への入場禁止、又は見学を中止、若しくは浄水場から退場させることができる。ただし、小学校の場合は、記念館館長に許可の取消し等の権限を委任する。

- (1) 見学者が偽りその他不正な方法により許可を受けたことが明らかとなった場合
- (2) 見学者が前条の遵守事項に反する行為を行った場合
- (3) 見学者が施設見学の目的を逸脱した場合
- (4) その他浄水場施設の管理上支障が生じると認めた場合

(損害賠償)

第9条 見学者は、施設、設備又は展示品を滅失又はき損したときは、損害額を賠償しなければならない。ただし、場長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額又は免除することができる。

(浄水場職員の同行)

第10条 施設の見学に当たっては、職員が同行の上、施設についての説明を行うものとする。ただし、小学校の見学については、この限りではない。

(報告)

第11条 施設見学の説明を行った職員の代表者は、施設見学に係る結果等について、当日中に管理課長又は管理課職員に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行するものとする。ただし、施行日以前に見学申し込みを受け付けたものについては、適用しない。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行するものとする。

寒川浄水場施設見学申込書

第2号様式（一般団体用）

平成 年 月 日

神奈川県企業庁 寒川浄水場長 殿

住 所

団体名

代表者氏名

団体連絡先電話番号	()	F A X 番号	()
担当者氏名		携帯電話番号	()

1 施設見学希望日時

平成____年____月____日（____曜日） ____時____分頃 ～ ____時____分まで

※ 事前に電話で予約して下さい。また、施設見学の所要時間は約1時間半です。

2 見学者の人数

大人 人 子供 人

3 施設見学の目的

(_____)

4 交通手段

J R バス 徒歩 その他 (_____)

5 特記事項（特に聞きたいことなど浄水場として特別に配慮すべき事項等）

神奈川県企業庁 寒川浄水場
〒253-0106 高座郡寒川町宮山4271
電 話 0 4 6 7 - 7 5 - 1 0 5 6